

# 松山市立堀江保育園 重要事項説明書

## 【事業所の名称等】

松山市が設置するこの保育所の名称及び所在地等は、次のとおりとする。

名称	松山市立堀江保育園
所在地	松山市堀江町甲1654番地9
運営	社会福祉法人福角会
連絡先	電話番号 089-978-0356 FAX 089-978-5549
施設長氏名	吉井 義貴
開設年月日	昭和24年12月27日
当園の基本理念・方針	<保育理念> 地域や保護者とともに、安心して生活できる環境のもと、子ども一人ひとりが様々な体験を通して、仲間とともに自分らしく生きる力を育てる。 <保育方針> ○遊びを通して、子ども一人ひとりの伸びてゆく可能性を大切に育てる。 ○地域や家庭との信頼関係を築き、協力しあいながら子育てをする。 <保育目標> ○元気で丈夫な身体を育てる。 ○自分で考え工夫して想像力を豊かにする。 ○思いやりの心を育てる。

## 【認可定員】

当園の認可定員は70人とする。

## 【利用定員】

当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 2号認定子ども（保育を必要とする3歳児以上児。） 35人
- (2) 3号認定子ども（保育を必要とする3歳児未満児。）のうち、満1歳以上の子ども 31人
- (3) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 4人

## 【提供する保育等の内容】

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）
- (2) 養護と教育の一体的な提供
- (3) 食事の提供
- (4) 子育て家庭に対する支援

- (5) 延長保育事業
- (6) 休日保育
- (7) 一時預かり事業
- (8) その他保育に係る行事等

**【職員の体制】**

保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、利用乳幼児の受け入れ状況等により、員数が変動する場合があります。

- (1) 園長 1名  
園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用乳幼児を全体的に把握し、園務を司る。
- (2) 主任保育士 1名  
主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに園長を補佐し、保育内容について他の保育士を総括する。
- (3) 保育士 11名以上  
保育士は、保育に専従し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
- (4) 栄養士 1名以上  
栄養士は、保育・幼稚園課の献立を基に、献立の変更やアレルギー児の献立変更を行う。
- (5) 調理員 2名以上  
調理員は、栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

提供する日	年末年始（12月29日～1月3日）以外の日	
保育時間	保育標準時間	午前7時～午後6時（11時間）
	保育短時間	午前8時30分～午後4時30分（8時間）
延長保育	保育標準時間	午後6時～午後8時
	保育短時間	午前7時～午前8時30分 午後4時30分～午後8時
開所時間	月～金曜日	午前7時～午後8時
	土曜日	午前7時～午後6時
	日曜日、祝日	午前8時～午後6時
休業日	年末年始（12月29日～1月3日）	

※保育時間は上記の範囲内で保護者が保育を必要とする時間とする。

**【休日保育】**

当園は、日曜日及び祝日等の午前8時から午後6時まで、認定された保育必要量の範囲内で、保護者の就労等の状況により、休日保育を行う。ただし、受け入れ態勢や子どもの状況により、受け入れが困難な場合はこの限りではない。

**【一時預かり事業】**

当園は、午前8時30分から午後5時まで、保護者の就労・疾病・入院、災害・事故やリフレッシュ等で緊急に保育が必要とされる子どもに対して、利用乳幼児を除く利用定員の範囲内で、一時的に保育を実施する。ただし、受け入れ態勢や子どもの状況により、受け入れが困難な場合はこの限りではない。

**【利用者負担その他の費用の種類】**

- 1 当園の特定教育・保育を利用した教育・保育給付認定保護者は、その教育・保育給付認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。
- 2 当園は、教育・保育給付認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育基準費用額（法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払いを受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。
- 3 当園は、前2項の支払いを受けるほか、特定教育・保育の提供における便宜に要する費用のうち、実費に係る費用の支払いを受けることがある。

費用の種類		徴収額	徴収目的
園外保育費		交通費・食費など実費	園外保育のため
2号認定給食費	主食費	一月500円	主食の提供
	副食費	一月4,500円	副食の提供
紙おむつサブスクリプションサービス 利用料（希望者）		一月2,450円	紙おむつ等定額利用のため

- 4 延長保育の料金は下表のとおりとする。なお、保育短時間認定に係る場合は、その合計とする。

(1) 午後6時以降利用する場合

	30分		1時間		1時間30分		2時間	
	日額	月額	日額	月額	日額	月額	日額	月額
生活保護世帯等	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
非課税世帯	80円	800円	130円	1,300円	180円	1,800円	230円	2,300円
課税世帯	160円	1,600円	260円	2,600円	360円	3,600円	460円	4,600円

(2) 保育短時間認定で午前7時から午前8時30分及び午後4時30分から午後6時まで利用する場合

	30分	1時間	1時間30分	2時間	2時間30分	3時間
	日額	日額	日額	日額	日額	日額
生活保護世帯等	0円	0円	0円	0円	0円	0円
非課税	50円	100円	150円	200円	250円	300円

世帯						
課税世帯	100円	200円	300円	400円	500円	600円

- 5 休日保育を利用し、一月の利用日数が各月の日数から各月の休所日（日曜日、祝日、1月2日、1月3日、12月29日から31日）を除いた日数を超える場合は、一日当たり下表のとおりとする。

	保育標準時間認定	保育短時間認定
生活保護世帯等	0円	0円
非課税世帯	1,000円	800円
課税世帯	2,000円	1,600円

- 6 一時預かり保育の料金は、一日当たり下表のとおりとする。ただし、法第30条の1第3項の規定による法定代理受領を受けた場合においては、下表に定めた額から当該受領額を控除した額の支払を保護者から受け取るものとする。

階層	区分	料金
A階層	生活保護世帯等	0円
B階層	市民税非課税世帯	400円
C階層	上記以外の世帯	1,500円

利用者の決定	市が行う利用調整による
退園理由	(1) 利用幼児が小学校に就学したとき (2) 利用乳幼児の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき (3) その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき
利用者に当たっての留意事項	○登園は午前9時までにすること。登園が遅れる場合や欠席の場合も午前9時までに連絡すること。 ○登園前に必ず検温を行い、子どもの健康状態等の確認をすること。 ○急な用事等で決められた方以外が子どもの迎えをする場合は事前に必ず保護者から連絡すること。 ○投薬については、医療行為にあたるため、原則として行わない。ただし、医師の処方を受けた薬に限り、医師の指示に基づき行うことができる。必要がある場合は「薬に関する連絡表」に記載の上、職員に手渡しをすること。

### 【緊急時における対応方法】

- 1 当園の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は利用乳幼児の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。
- 2 保育の提供により事故が発生した場合は、松山市、利用乳幼児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 3 当園は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

**【非常災害対策】**

防火管理者	吉井 義貴
消防計画届出年月日	令和4年4月14日
避難訓練	避難及び消火を想定した訓練を月1回実施する。
防災設備	消火器・誘導灯・火災報知機
避難場所	第1避難場所：園庭正門前 第2避難場所：堀江中央公園
緊急時の連絡手段	(電話) 089-978-0356

**【虐待の防止のための措置】**

当園は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

**【個人情報の取り扱い】**

特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはない。